

2022年8月17日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

当社株主の委任状勧誘書類に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

2022年8月15日付「2回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）が委任状勧誘行為を行っている事実を確認しております。

同株主は、多数の当社株主に対して、委任状勧誘行為の一環として、本株主を代理人と指定する委任状、「委任状記載要領」、「株式会社オウケイウェイヴ臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題した文書、及び「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書等（以下あわせて「本件文書」といいます。）の送付をしており、今般、当社では、本日開催の取締役会において、本件文書の記載のうち明らかに事実と異なることに対して意見表明する決議をいたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、当社では、2022年8月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」、2022年8月15日付「2回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」、2022年8月16日付「当社株主のインターネット上の投稿に対する当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、本株主が違法行為及び委任状勧誘規制の違法行為を繰り返し行っていることから、2022年8月25日開催の当社臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）を適法に成立させるために、本総会において議決権行使を行うことができる全ての株主に対して、議決権行使にあたり本株主の違法行為に対して注意喚起の書面を送付いたしております。

記

1. 「株式会社オウケイウェイヴ臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題した文書

- | |
|--|
| ① このような事態に発展した以上、現経営陣が、本投資額に見合ったR B社の実態把握、資金繰り及び財務リスクに対する綿密な調査など最低限必要と認められる善良なる管理者としての注意義務を怠っていたことは、火を見るより明らかです。（1頁） |
|--|

当社意見

まず、当社が2022年4月19日に開示いたしました「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」に関しまして、多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

本株主は、当社がR B社の詐欺的行為により債権の取立不能にあるという結果のみをもってし

て、現経営陣が会社法に定める取締役として善管注意義務を違反していたかのように主張しております。

しかし、2022年6月7日付「調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」に添付された、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される調査委員会による調査報告書に記載のとおり、調査委員会の多数意見としては「本件投資を決定した取締役会決議の意思決定について、決定の過程に軽率な部分は認められるものの、過程・内容に著しく不合理な点があったとまではいえず、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと考えられる。」(31頁)と評価されているものであり、事実と異なります。

当社としては、本株主が、このような事実と異なる憶測で本総会における委任状勧誘行為をしていることにつき誠に遺憾に思います。

なお、金融商品取引法施行令第36条の4には、「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権行使の勧誘を行ってはならない。」と条文があり、上記は委任状勧誘規制に違反している可能性が高いと思料いたします。

② 私が入手した客観的な資料によれば、現業務執行取締役である野崎正徳氏は、わざわざ個人のメールアドレスを利用して、RB社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことが確認されました。

仮にこれらの資金流入が真実であるとすれば、オウケイウェイヴの取締役らがRB社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態であり、それを見過ごした現経営陣である業務執行取締役の責任は極めて重大なものと言えますし、その点を措くとしても、本投資実行が異常な取引であったことは上述のとおりであり、野崎正徳氏がわざわざ会社のメールアドレスではなく、個人のメールアドレスを利用して、RB社関係者と本投資実行に関するやりとりをしていたことからすると、当初から本投資にはやましい点があったとしか考えられず、オウケイウェイヴの現経営陣において、あらゆるネガティブな可能性を疑われてもやむを得ない取引であったと言わざるを得ません。(2頁)

当社意見

2022年8月15日付「2回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の取締役である野崎取締役がRB社から「資金流入」、または、本件同年8月13日時点の説明会としてインターネット公開資料上記の記載は、RB社から当社の取締役である野崎取締役が個人のメールアドレスを利用してやりとりをしていることだけをもって、本株主は確実な資料・根拠もなく一般株主をして野崎取締役が「横領」などという刑法上の犯罪行為を犯したかのように誤認させる記載を行っており、このことは違法な名誉毀損行為です。

また、前述のとおり極めて重要な事実虚偽の記載があるため、本件文書による委任状勧誘は、金融商品取引法施行令第36条の4の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反しています。

なお、本株主は、「私が入手した客観的な資料」を一切明らかにすることなく上記の記載をしており、当社としては、本総会での当社株主の議決権行使にあたり、当社株主をいたずらに混乱させるのみで極めて遺憾です。

③ 私共は、現経営陣によるR B社への本投資の実行について、現経営陣ないし現経営陣が設置する第三者委員会による調査では、お手盛りの危険が排除できず、客観的かつ十分な調査が実施されない可能性が否定できないと考えております。そのためにも、現経営陣たちの影響力を完全に排除した新たな経営陣ないし同経営陣が設置する第三者委員会によって、改めて客観的かつ公正な調査を徹底的に実施すべきであると考えております。（8頁）

当社回答

2022年7月22日付「追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、「前回調査に引き続き中立・公正で客観的な調査等を実施するため、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される、追加調査を実施する第三者委員会の設置」をしております。

また、第三者委員会の委員の選定に際しては、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年7月15日公表、同年12月17日改訂）」に沿って行っており、第三者委員会のメンバーは以下のとおりです。

以上のことから、第三者委員会は、本株主が指摘するような「お手盛りの危険」は一切なく、当該記述についても、憶測にすぎず、事実と異なります。

当社としては、本株主が、このような事実と異なる憶測で本総会における委任状勧誘行為をしていることにつき誠に遺憾に思います。

なお、金融商品取引法施行令第36条の4には、「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権行使の勧誘を行ってはならない。」と条文があり、上記は委任状勧誘規制に違反している可能性が高いと思料いたします。

(1) 日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の引用

第5. 委員等についての指針

1. 委員及び調査担当弁護士

(1) 委員の数

第三者委員会の委員数は3名以上を原則とする。

(2) 委員の適格性

第三者委員会の委員となる弁護士は、当該事案に関連する法令の素養があり、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス等、企業組織論に精通した者でなければならない

第三者委員会の委員には、事案の性質により、学識経験者、ジャーナリスト、公認会計士などの有識者が委員として加わることが望ましい場合も多い。この場合、委員である弁護士は、これらの有識者と協力して、多様な視点で調査を行う。

(3) 調査担当弁護士

第三者委員会は、調査担当弁護士を選任できる。調査担当弁護士は、第三者委員会に直属して調査活動を行う。

調査担当弁護士は、法曹の基本的能力である事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等を十分に備えた者でなければならない。

(2) 第三者委員会のメンバー

役職	氏名	資格	所属等
委員長	高野 哲也	弁護士	大知法律事務所
委員	鈴木 秀昌	弁護士	桜こみち総合法律事務所
委員	阪井 大	弁護士	大江・田中・大宅法律事務所
委員	東海林 秀樹	公認会計士 税理士	縁監査法人

2. 「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書

「～ 私共が株主提案をした理由等について～」と題した文書には、前記1の①及び②と同じ内容の記載がありますが、当社の意見は上述のとおりです。

以 上